

○菊池市市民提案型協働事業補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第78号

改正 令和3年3月24日告示第44号

令和4年4月1日告示第69号

令和4年5月26日告示第117号

令和6年4月1日告示第117号

令和6年5月28日告示第193号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体、NPO団体及び企業等が、その専門性と柔軟性を生かした公益的な事業の提案をすることにより、提案された事業を市民活動団体等と市の協働事業として実施し、市民が主役のまちづくりを推進するために、菊池市補助金交付規則(平成19年規則第1号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 菊池市市民提案型協働事業(以下「協働事業」という。)の交付対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 行政区及びこれに準ずる団体
- (2) 市内に活動場所及び事務所を有する企業又はNPO法人及びこれに準ずる3人以上の団体
- (3) 原則として1年以上活動を継続しており、事業を的確に遂行できる能力を有している団体
- (4) その他特に市長が認めた団体

(補助対象事業)

第3条 対象となる協働事業は、菊池市総合計画及び施政方針の趣旨に沿ったものであり、原則として市内で実施される他の補助金を受けていない事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益的な事業であって、事業の提案をする団体と市が協働して取り組むことにより、地域課題又は社会的課題の解決を図ることができる事業

- (2) 「癒しの里菊池」のイメージ構築に資する事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (5) 環境の保全を図る事業
- (6) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業
- (7) 地域の安全を図る事業
- (8) その他地域の活性化や地域振興に資すると市長が認める事業等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 特定の個人や団体のみ利益や営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教及び選挙活動に関わる事業
- (3) 地域の祭りや特定の個人、団体のみ交流行事・親睦会的なイベント
- (4) 既に実施中の事業や指定管理者制度等に関わるもの
- (5) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体と関係するもの
- (6) 公序良俗に反するもの

(協働事業の区分)

第4条 事業区分を次のとおりとする。

市民提案型 事業	社会的課題や地域課題等の解決に向けた思いやアイデアを、市民活動団体、NPO団体、企業等から提案を受けて、提案団体と市が共通の目的を持って、選考された提案事業を協働で実施することにより、その相乗効果が認められる公益性の高い事業に対して支援する。
行政提案型 事業	市の事務事業のうち、協働事業の対象として抽出した事業を、市民活動団体、NPO団体、企業等から提案を受けて事業化し、選考された団体と市が協働で実施することにより、行政の取組に対する積極的な市民参画を促すとともに、協働の効果による行政のスリム化が期待される事業等に対して支援する。

(補助対象経費及び限度額)

第5条 協働事業に係る経費は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、交付規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、1事業30万円以内とし、毎年度予算の範囲内とする。
- 3 補助金は、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(事業期間)

第6条 協働事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施効果が高く市政推進に有効であると市長が認めた事業については、所管課と協議の上継続実施することができる。

(申請書等)

第7条 補助対象事業を申請する団体(以下「申請団体」という。)は、菊池市市民提案型協働事業提案書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(市民提案型事業は様式第2号、行政提案型事業は様式第3号)
- (2) 収支予算書(様式第4号)
- (3) 団体調書(様式第5号)
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(審査会)

第8条 市長は、前条の規定により提出された第4条に定める協働事業について、菊池市企画振興検討委員会(以下「検討委員会」という。)において、事業及び団体の選考を行う。

(事業の決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく検討委員会の報告を受け、事業の採否を決定し、菊池市市民提案型協働事業における事業の選考審査及び最終結果について(様式第6号)により申請団体に通知する。また、事業実施が適当と認められなかったものについて、その理由を付して通知する。

(事業の変更等)

第10条 協働事業の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合はあらかじめ菊池市市民提案型協働事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を中止し又は廃止しようとする場合
- (2) 事業決定を受けた委託料の額に変更をきたす場合。ただし、事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、事業決定を受けた委託料の額の20%以内を減額する場合を除く。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ事業決定の内容又はこれに付

した条件を変更することができる。

- 3 市長は、第1項第1号により、協働事業の中止又は廃止を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、協議の上期限を定めてその申請団体に対して、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(事業決定の取り消し)

第11条 申請団体が、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を当該事業以外の他の用途へ使用した場合
- (2) 交付決定した事業を他の団体等に再委託した場合
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、事業実施に関連する法令又は市の処分に違反した場合

- 2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその申請団体に対して全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 申請団体は、協働事業が完了又は廃止の承認を受けたときは、菊池市市民提案型協働事業実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第4号)
- (3) 経理関係書類等

- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、協働事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の末日までのいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上金額を確定し、菊池市市民提案型協働事業補助金の額の確定について(様式第10号)により申請団体に通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助金の額の確定を受けた申請団体は、菊池市市民提案型協働事業補助金交付請求書(様式第11号)により請求し、交付を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請団体が補助対象事業を実施するため特に必要があると認めるときは、補助金の80%の額を限度額とし概算払いすることができる。

3 補助金の概算払いを受けようとする申請団体は、菊池市市民提案型協働事業補助金概算払い請求書(様式第11号)により請求しなければならない。

(情報公開等)

第15条 第7条の規定により提出された協働事業の応募状況、申請団体の名称、事業概要等について、市のホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第69号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第117号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第117号)

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

附 則(令和6年告示第193号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 略